

集落安心づくり事業ガイドライン

1. 事業目的

中山間地域に暮らす高齢者世帯などで、地域自治組織が特に必要と認めた世帯に対し、冬期における私有地内避難路の確保、日常の見守り等の支援に地域ぐるみで取り組むもの。

2. 交付金活用用途 ※支援内容は各実施組織で決める。

支援が必要と判断する世帯に対して実施する以下の事業。

- ① 日常の安全・安心確保のための支援…見守り、買い物支援、家屋維持管理補助など
- ② 冬季の安全・安心確保のための支援…私有地内避難路確保、屋根の雪下ろしなど
- ③ 緊急時の支援…事故、災害などの異常時における救急支援
- ④ 高齢者世帯等で、冬期間のみ親族宅等に住むため、一時的に空き家となる家屋の屋根の雪下ろしなど
- ⑤ その他、地域自治組織の会長が認めるもの

※ 上記支援にかかる、賃金、除雪用機械使用料、除雪用機械修繕料等が交付金の対象となる。

3. 要件・算定方法

(1) 基礎事業交付金算定対象行政区（次のいずれかに該当）

- ① 事業実施前年度の10月1日現在において、高齢化率(65歳以上高齢者)が40%以上の行政区。
- ② 市単事業で実施していた当時の指定行政区（松代・松之山地域全域）。
- ③ 十日町・川西・中里地域のうち、「十日町市地域自治推進事業交付金算定基準要綱」の別表1に記載がある行政区。

注) 複数の行政区で実施する場合は、組織する行政区のいずれかの行政区が上記に該当すれば対象とする。

(2) 事業実施要件（次の全てに該当すること）

- ① 実施組織を設置すること。実施組織は行政区単位を基本とし、概ね8割以上の世帯が加入するものとする。やむを得ず、これ以外の単位とする場合は、概ね20戸以上の世帯が加入すること。（例：1行政区100世帯ある場合、概ね80世帯以上が加入すること。ただし、20戸以上の世帯を1組織とし、複数組織で実施することも可能）
また、支援者については、「縁故者（出身者・親戚など）」及び「同一地域自治組織地内の協力者や事業者」も加入することができる。この場合、行政区単位で実施することの要件である「8割以上の世帯」「20戸以上」のカウントには含めない。

注) 支援者・被支援者共に会員となること。

- ② 実施組織の運営に当たっては、規約及び会計帳簿を備え、かつ、加入する全世帯が会費を負担するものであること。
- ③ 代表者の定めがあること（役員名簿を備えること）。

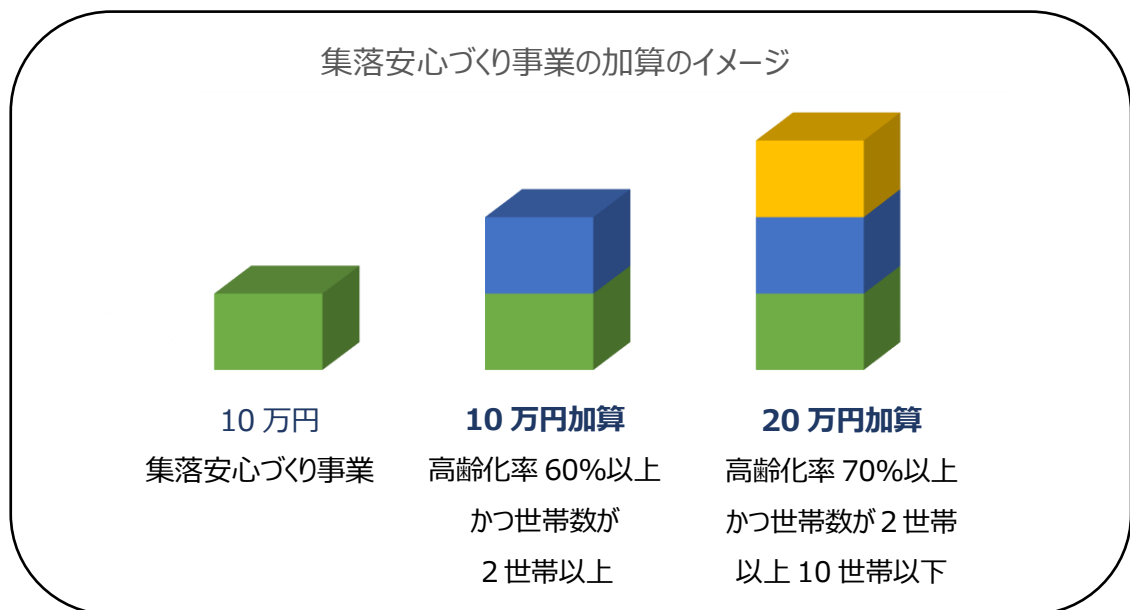
(3) 高齢化集落等支援加算金

事業実施行政区の内、事業実施前年度の10月1日現在において、以下の条件を満たす行政区に対し、加算金を交付することができる。

- ① 高齢化率（65 歳以上高齢者）が 60%以上かつ世帯数が2世帯以上の行政区：10 万円
 - ② 高齢化率が 70%以上かつ世帯数が2世帯以上 10 世帯以下の行政区：20 万円
- ※ ②の加算金の対象となる行政区は、①の交付を重複して受けることはできない。
※ 条件により、①または②の額を加算できるもの。

(4) 算定式 事業実施組織数×10 万円 + 加算対象行政区×10 万円または 20 万円

※ 加算金の申請は、行政区単位とし年1回を限度とする。



4. 実施組織・対象者の把握手順

(1) 集落安心づくり事業実施組織の把握

・・・取組意向確認書（様式1）を求める（10月末まで）。

(2) 支援対象とする世帯

・・・高齢者世帯を始め、地域自治組織が特に必要と認めた世帯を対象とするが、市単事業の考え方に準ずる。

<参照> 市単事業で支援対象とした要援護世帯とその定義

a 高齢者世帯：世帯に属する全ての65歳以上である世帯

b 母子世帯：母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のいない女子及び義務教育終了前の児童のみで構成されている世帯（これに準ずる父子世帯含む）

c 身体障がい者世帯：世帯主が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に定める障がいの級別が1～4級までの障がい者世帯

d その他の世帯：①～③までに準ずるものとして市長が特に認めた世帯

5. 申請・請求方法

地域自治組織と実施組織の間で以下の手順で進める。

(1) 集落安心づくり事業実施組織の提出書類

- ① 取組意向確認書（様式 1）のほか、規約、役員名簿（代表者等）、会員名簿、収支予算書を添付書類として求める。

注 1） 上記添付書類は、様式 1 の提出より後になっても良い。

注 2） 規約、役員名簿（代表者等）、会員名簿は、既存のものがあれば転用可。

注 3） 前払い希望の場合、補助金請求書（様式 3）を様式 1 と一緒に提出する。

- ② 実施組織は補助金の交付を、精算払い、前払いのいずれかを選択できる。

(2) 地域自治組織から実施組織への補助金配分

(1)の提出書類が適正であった場合、実施組織に 10 万円と加算対象行政区に 10 万円または 20 万円を上限として補助金を配分する（前払い）。

※ 加算対象行政区内に複数の安心づくりの会がある場合の加算金の分配方法は、その行政区の判断とする。

(3) 事業終了後

- ① 事業実績報告書（様式 2）と補助金請求書（精算払いを選択した場合。様式 3）を提出する。
- ② 決算書、事業実施集計表、作業状況写真を添付する。

(4) その他

決算額が前払いの額に満たない場合は、実施組織は差額分を地域自治組織に返還しなければならない。

6. 複数の行政区で一つの実施組織を立ち上げる場合

対象となる行政区を含む場合は、複数の行政区で 1 つの実施組織を立ち上げて事業に取り組むことも可とする。

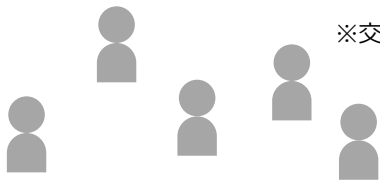
※ 行政区数に関係なく、一つの実施組織に対して、上限額 10 万円とする。

【参考】実施組織のイメージ

基本

A 行政区（A 安心づくりの会）

※交付金 10 万円



- ・「地域自治推進事業交付金算定基準要綱」で指定された行政区
- ・高齢化率（65 歳以上）が 40%以上の行政区
- ・行政区単位の場合は概ね 8 割以上の世帯が加入
- ・これ以外の場合は概ね 20 戸以上の世帯が加入

行政区外から支援者を確保する場合

A 行政区（A 安心づくりの会）

※交付金 10 万円



パターン 1

B 県 C 市在住



縁故者（出身者・親戚など）も支援者として加入可

パターン 2

D 行政区

※ D 行政区の安心づくり事業
取組の有無は無関係



同一地域自治組織内の別行政区の住民も支援者として加入可

パターン 3

E 行政区

同一地域自治組織内の
別行政区の事業者も
支援者として加入可



●●建設

複数の行政区で組織する場合

20 戸以上の世帯の加入が必要

A 行政区 ※高齢化率 67%



F 行政区 ※高齢化率 32%



複数行政区で組織
することも可

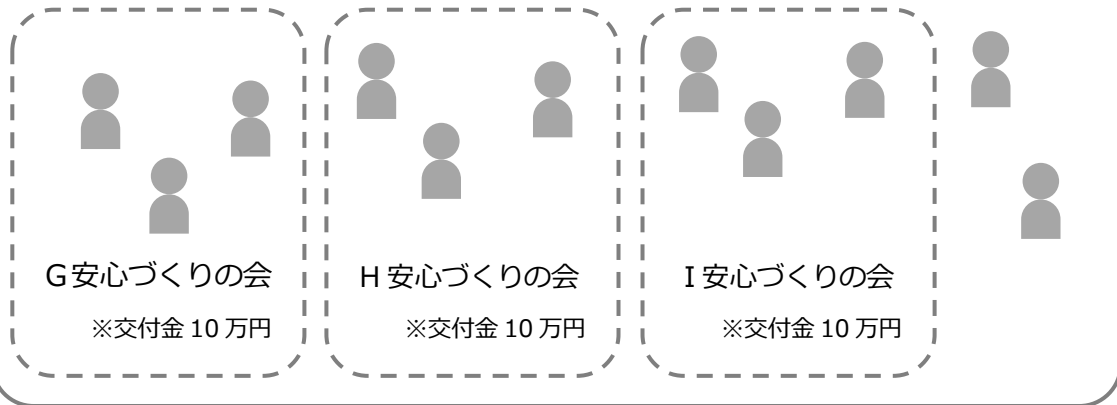
AF 共同組織（AF 共同安心づくりの会） ※交付金 10 万円

20 戸以上の世帯の加入があれば、複数行政区で複数の組織とすることも可

行政区内で複数組織する場合

※各組織 20 戸以上の世帯の加入が必要

A行政区 ※世帯数 95 世帯 ※高齢化率 44%



世帯が多い場合に複数の組織とすることも可